

内部統制 >1

リコーグループは、「リコーウェイ」に込められた価値観に立脚して、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指した内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努めています。活動の指針として「リコーグループ経営管理基本原則」を制定し、その中の「内部統制原則」に沿って活動を展開しています。

- ・GMCを設置し、リコーグループ全体の経営監督およびグループ全体の経営に対し全体最適の観点で審議・意思決定を迅速に行う体制をとっています。
- ・特に、内部統制・リスクマネジメント・コンプライアンスについては、GMC内に「内部統制委員会」を設置して、活動方針の決定、発生事象の報告、および統制評価・是正を行っています。
- ・「リコーグループ関連会社経営管理規定」を定め、統括機能として主管管理部門を設置し、リコーグループ各社の管理を行っています。
- ・リコーグループとして遵守すべき共通の規則については、グループ標準「リコーグループスタンダード(RGS)」として制定し、グループ全体で遵守するよう推進しています。
- ・会社情報開示の正確性、適時性および網羅性を確保する

ために開示に関する方針を定めており、開示情報の重要性、開示の要否および開示内容の妥当性の判定・判断を行うために、情報開示責任者であるCFOを委員長とする「開示委員会」を設置しています。

- ・財務報告の信頼性の確保、業務の有効性と効率性の向上、企業活動に関連する法令・社内ルールなどの遵守の確認などを目的として統合内部監査(日本版SOX法監査、会計監査、業務監査など)を実施しています。
- ・不正防止に関しては、リコーグループ版FRM(Fraud Risk Management)を展開し、統合内部監査でのチェックシートによる不正リスクの確認や、大量データから異常値を見つける手法およびツールを導入し活用しています。

コンプライアンス >2

コンプライアンスについては、一人ひとりが日常活動の中で法令・社内規則・企業倫理などを確実に遵守していくことが大切であると考えています。

日本国内では役員および従業員の行動原則を示した「リコーグループ企業行動規範」>3の教育を、eラーニングを用いてグループの全役員・従業員に対し毎年実施しています。また、海外のグループ会社においても、各国各社にあった形で教育を実施しています。

コンプライアンスに関する組織の推進状況については、統合内部監査で確認しています。



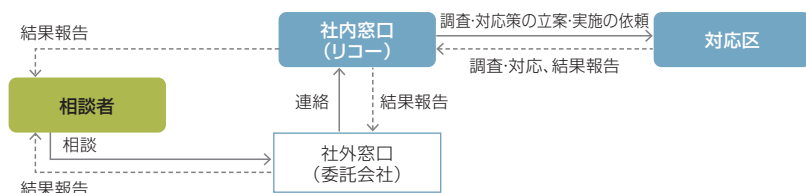
1 取引先
「リコーグループ各社の利益のため」または「リコーグループ各社に代わって」サービスを遂行いただくリコーグループ外の組織または個人を指します。

腐敗防止への取り組み

リコーグループでは、腐敗防止に関して「リコーグループ企業行動規範」において基本的な考え方を定め、役員および全従業員への浸透を図ってきました。2013年には、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)や英国贈収賄禁止法(Bribery Act 2010)など企

業による不正な取引を防止するための法律により適切に対応するために、RGSとして「リコーグループ贈収賄防止規定」を制定しました。また、リコーグループの取引先>4による贈収賄防止を目的とした、取引先様用「リコーグループ贈収賄防止ガイドライン」>4も併せて制定しました。

ほっとラインの基本的な運営フロー



内部通報制度

日本国内のリコーグループ全役員・従業員が利用できるリコーグループの通報・相談窓口「リコーグループほっとライン」を、2003年4月から設置しています。初期受付窓口は社外に設置し、利用者が相談しやすいよう、受付時間や受付手段についても継続して見直しを行っています。

詳しくはWEB

- 1 内部統制 jp.ricoh.com/governance/system.html
- 2 コンプライアンス jp.ricoh.com/governance/compliance.html
- 3 リコーグループ企業行動規範 jp.ricoh.com/csr/vision/code_of_conduct.html
- 4 リコーグループ贈収賄防止ガイドライン jp.ricoh.com/-/Media/Ricoh/Sites/jp_ricoh/governance/trm/pdf/bribery3rd.pdf